

佐倉市立公民館施設使用許可基準について

1 佐倉市立公民館の貸与基準の改正の理由

- (1) 公民館の利用者及び利用者の活動内容も多様化していることを受け、基準の規定を見直す必要があります。
- (2) 本市の判断過程の透明性向上をより図る目的で、公民館事業の利用と公民館事業以外の利用に対する許可の基準等を明確化する必要があります。

2 主な内容

- (1) 以下について、明記します。

- ①公民館を利用できるものは、原則3人以上で構成される登録団体とすること。
- ②佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例別表第3備考1に規定する教育委員会が認めるものは、次のものとする。
 - ・本市所在の法人
 - ・代表者が市内事業者で、市内事業者が半数以上で構成される同業組合
- ③次の利用は、先行予約をすることができること。
 - ・行政機関や行政機関から委託等を受けた団体の行政サービスの実施に係る利用（公民館事業に支障のない範囲内に限る。）
 - ・行政機関の施策を推進する団体や本市と連携協定を結んでいる団体の公益性のある利用（担当課の依頼がある場合に限る。）
- ④次の利用は、不許可とすること。
 - ・酒宴を目的とする利用
 - ・賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある利用
 - ・消防法施行規則に規定する収容人員を超える利用
- ⑤次の場合は、やむを得ない事情として利用許可の取消しができること。
 - ・公民館が、選挙（投票、開票等）の会場や避難所として利用することが指定された場合
 - ・災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- ⑥利用者による入場料又は参加料の徴収を認めないことの例外として、開催に必要な実費相当を徴収する場合のほか、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）が収益を主目的とせずに催事を開催する場合とすること。
また、入場料又は参加料を徴収して利用する上記例外の場合は、予算書、決算書その他教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならないこと。
- ⑦利用者による販売行為を認めないことの例外として、研修会等の教材資料や講師の著作物の販売、社会教育関係団体、社会福祉団体等によるバザー

開催の場合のほか、行政機関や地域住民による公益性のある模擬店、フリーマーケット等の開催及び使用者による学習のための教材、材料等の共同購入の場合とすること。

(2) 公民館事業の使用（目的内使用）と公民館事業以外の使用（目的外使用）に対する許可の基準を表にて整理します。

区分	使用目的	使用許可基準		
		許可		不許可
		目的内使用	目的外使用	
政治・政党	政党その他の政治団体の構成員の学習会、会議等の集会	○		
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○		
	後援会、励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会		○	
宗教	祭祀、儀式、祈祷その他の宗教行為、布教又は勧誘			○
	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○		
労働組合・職員組合	組合員の学習会、会議等の集会	○		
	争議権の認められていない公務員等による労働争議			○
営利団体 (会社、商店その他の営利を目的とした団体)	商品の説明会又は商品購入の勧誘			○
	社会貢献活動	○		
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○		
	社員研修、福利厚生事業又は採用面接		○	
私塾・文化教室 (個人又は団体が主催し、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収するもの)	私塾又は文化教室の会場			○
	公開の発表会、展示会等の集会		○	
特定非営利活	構成員の研修会、講習会等の集会又は特	○		

動法人等	定非営利活動法人等が開催する無料若しくは有料かつ収益が発生しない催事			
	有料かつ収益が発生する催事（収益を主たる目的としない場合に限る。）		○	

i 別表第3（第8条関係）

利用面積 (平方メートル)	単位	使用料
50未満	1時間につき	100円
50以上100未満	1時間につき	210円
100以上200未満	1時間につき	400円
200以上300未満	1時間につき	690円
300以上	1時間につき	1,460円

備考

- 1 代表者が本市に在住し、かつ、本市に在住する者がおおむね半数以上で構成される団体又はこれに類すると教育委員会が認めるもの以外のものが使用する場合は、利用面積における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。